

令和7年6月

第6回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年6月13日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟3階 会議室A・B

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	8番	関口 和美
9番	岡田 実	10番	雨貝 洋子
11番	白石 悟	12番	對崎 徳男
13番	大野 博司	14番	石島 繁
15番	加園 秀信	16番	吉田 新一
17番	青木 道子	18番	本橋 文男
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

なし

出席農業委員会事務局職員

農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	苅谷 智美
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 任	田中 良拓
農業行政課	主 事	野口 栞

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

- 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について  
議案第 3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について  
議案第 4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について  
議案第 5号 現況証明の発行可否について  
議案第 6号 農地改良協議に対する同意について  
議案第 7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について  
議案第 8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について  
議案第 9号 令和7年度農業者年金加入推進活動計画について  
議案第 10号 令和7年度農業者年金加入推進部長の推薦について  
議案第 11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について  
日程第3 報告第 1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第 2号 農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 3号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
報告第 4号 農地法第5条の規定による制限除外の農地の移動届について  
報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
報告第 6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について  
報告第 7号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

---

【午後1時30分 開会】

事務局（下田課長）

本日は、お忙しい中、令和7年第6回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日は、鳴海事務局長が議会定例会に出席しておりますので、私が代わりまして進行のほうを務めさせていただきます。

総会の開会前に、少々お時間を頂きまして、当局内における人事異動がありましたので、御報告させていただきます。

内容としましては、農地調整係の荒井係長が、一身上の都合により6月9日付で退職いたしました。後任として、6月10日付けで西村係長が農地調整係長となりました。

引き続き、事務局一同どうぞよろしくお願いたします。

それでは、総会開会に当たりまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思ひます。会長、よろしくお願いたします。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。令和7年第6回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

季節も梅雨に入りまして、昨日までは空梅雨なのかという感じでありましたが、本日は本格的な梅雨空となりました。

これからだんだんと暑くなったり涼しくなったりと農作業にも支障を来してくるのではないかという感じがしています。

また、今月の21日には、農地再生チャレンジ事業の収穫祭が予定されておりますので、委員の皆さんの御協力をお願いいたします。

本日は御苦労様です。

事務局（下田課長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長をお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和7年第6回総会を開会いたします。

これより議事に入りますが、本日の出席委員数は23名で、定足数に達していることから、令和7年第6回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

---

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席3番横田晋吾委員、議席5番飯岡宏記委員をお願いいたします。

また、本日の会議書記は、事務局苅谷係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

---

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議長（飯野 和男）

続きまして、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思いますが、提出番号15番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号19番と関連する一体の事業であることから、議案第1号の審議から、提出番号15番を除いて議題とすることによりよいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号2番については、野菜・ブルーベリーを作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号3番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号4番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には芝を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番から4番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号6番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号7番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号8番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号9番については、水稲・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号10番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、農業開始のため申請されたもので、申請地には水稲・野菜を作付けする予定です。

提出番号12番については、水稲・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号5番から12番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る6月6日に行った現地調査及び審議結果について報告いたします。

提出番号13番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には芝を作付けする予定です。

提出番号14番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号13番、14番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で御報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

筑波地区の加園です。

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号16番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号17番については、農業を開始するため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号18番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号19番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号20番については、農業を開始するため申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号16番から20番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番から23番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、水稲・小麦・ソバ・サツマイモ等を作付けしている農家で、申請地には小麦・ソバ・サツマイモを作付けする予定です。

提出番号24番については、申請者は農業開始のための申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号25番については、申請者は水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号21番から25番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第1号の提出番号1番から14番、16番から25番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号1番から14番、16番から25番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から14番、16番から25番について、許可することに決定いたします。

---

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

今般、申請地の隣接地で障害者の福祉サービス業を営む法人が、既存の駐車場を土地所有者からの意向で返却することとなり、業務に支障を来すため、駐車場用地として貸してもらいたいとの申し出を受けたことから、貸駐車場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をトラロープで囲い、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、15台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について御報告いたします。

提出番号2番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、遊休農地の利活用を図るため、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、発電した電力については、固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、590Wパネルを168枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号2番については、一般基準を満たしており、第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号3番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第2号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第2号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第2号について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条の規定による許可については、許可することに決定いたします。

---

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議長（飯野 和男）

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についてを議題としたいと思いますが、提出番号1番については、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号3番と関連する一体の申請であることから、議案第3号の審議から提出番号1番を除いて議題とすることによろしいでしょうか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を除いて議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、令和6年12月13日付け、つくば農委指令第46号をもって、仮設通路及び資材置場用地として農地法第5条の許可を受けましたが、工事期間の延長に伴い、一時転用期間を令和7年11月30日まで延長するために、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号2番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、令和6年11月13日付け、つくば農委指令第41号をもって、仮設資材置場用地として農地法第5条の許可を受けましたが、工事期間の延長により、一時転用期間を令和7年10月31日まで延長するため、事業計画変更申請をするものです。

以上のことから、提出番号3番については承認しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号について、承認することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号2番、3番について、承認することに決定いたします。

---

議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番を一括して議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第4号、議案第1号、議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号2番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

議案第3号の提出番号1番と議案第4号の提出番号3番については、一体の事業である

ことから一括して説明いたします。

議案第3号の提出番号1番については、令和5年1月18日付け、つくば農委指令第4号をもって、建売住宅用地として許可を受けましたが、承継者が自己用住宅を建築すべく、承継を伴う事業計画変更の申請をするものです。

議案第4号の提出番号3番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第3号の提出番号1番については、承認しても差し支えないと思われま

す。議案第4号の提出番号1番から3番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われま

すが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号5番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため申請地を親族より受贈し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号6番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、建設業を営む個人です。既存資材置場を返却し、事業拡大すべく、申請地を借り受け、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、運搬トラック用の通路や来客用の駐車スペースを確保し、足場部材等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号7番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号8番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号9番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号10番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、手狭のため申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号11番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、結婚を機に申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号4番から11番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号12番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号13番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号14番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、子供の成長に伴い手狭になってきたため、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号15番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地とし

て申請されたものですが、売電手続に係る必要書類が不足していることから継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号15番は継続審議。提出番号12番から14番については、一般基準に適合の上、第2種農地及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続いて、大穂地区分について、雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置き太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、発電した電力については、固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に売電する計画となっています。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、敷地内を整地し、雨水は敷地内浸透処理とした上で、550Wパネルを150枚設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号17番、18番については、同一申請人による関連する事業であることから、一括して御説明いたします。

提出番号17番、18番については、申請に必要な書類が整っていないことから、継続審議といたしました。

以上のことから、提出番号17番、18番については継続審議。提出番号16番については、一般基準を満たしており、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層皆様方の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

議案第1号の提出番号15番と議案第4号の提出番号19番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明いたします。

申請地の農地区分は第1種農地と判断いたしました。

申請者は、市外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用許可の期間満了に伴い、再許可の申請をするものです。

議案第1号の提出番号15番については、区分地上権を設定するために農地法第3条の申請を、議案第4号の提出番号19番については、発電設備の支柱部分に対して農地法第5条の一時転用の申請をされたものですが、下部農地における営農計画を見直したいとの申し出があったことから、継続審議といたしました。

提出番号20番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、議案第1号の提出番号15番と議案第4号の提出番号19番については継続審議。提出番号20番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号21番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で不動産業を営む法人です。今般、アパート経営による事業を行うべく、共同住宅用地として申請するものです。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号22番については、農地区分は第2種と判断いたしました。

申請者は、市内で土木建築業を営む法人です。今般、つくば市の公共工事を受注し、近隣に資材置場が必要となったことから、申請地を借り受け、仮設資材置場用地として利用するため申請されたもので、許可日から令和7年12月31日までの一時転用です。

許可後の利用方法は、全面を鉄板敷きとし、周囲をネットフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、碎石50m<sup>3</sup>、発生土200m<sup>3</sup>、中型ユンボ1台、U型側溝等を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、申請地の隣接地に居住しておりますが、自宅敷地内に駐車スペースがなく、日常生活に支障を来していることから、申請地を取得し、駐車場用地として利用するため申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車2台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については、自己資金並びに金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号21番から24番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号15番及び議案第3号の提出番号1番並びに議案第4号の説明及び報告が終わりました。

議案第1号の提出番号15番及び議案第4号の提出番号15番、17番、18番、19番は継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議いたします。

議案第1号の提出番号15番及び議案第4号の提出番号15番、17番、18番、19番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、提出番号15番及び議案第4号の提出番号15番、17番、18番、19番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第1号の提出番号15番及び議案第4号の提出番号15番、17番、18番、19番については、担当委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番及び議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号15番、17番、18番、19番については、継続審議といたします。

続きまして、議案第3号の提出番号1番、議案第4号の提出番号1番から14番、16番、20番から24番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第3号の提出番号1番、議案第4号の提出番号1番から14番、16番、20番から24番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第3号の提出番号1番、議案第4号の提出番号1番から14番、16番、20番から24番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更の承認についての提出番号1番、議案第4号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から14番、16番、20番から24番については、許可することに決定いたします。

---

議案第5号 現況証明の発行可否について

議長（飯野 和男）

次に、議案第5号 現況証明の発行可否についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案第5号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いいたします。

野堀良夫委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、20年以上前より宅地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、青木委員、お願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号2番については、不耕作により山林状態となっており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号2番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛭原委員、お願いいたします。

蛭原 昇委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号3番については、令和6年2月8日付けで、駐車場用地として制限除外の農地の移動届が提出されており、現在も転用目的どおりに使用されている状況です。

以上のことから、提出番号3番については、転用事実証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、加園委員、お願いいたします。

加園秀信委員

去る6月9日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号4番については、20年以上前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号4番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いいたします。

吉田新一委員

去る6月20日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号5番については、20年以上前より宅地の一部として利用されており、現在も同様の状況となっております。

提出番号6番については、20年以上前より事務所用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号5番、6番については、非農地証明の範囲内と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第5号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第5号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第5号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定いたします。

---

議案第6号 農地改良協議に対する同意について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第6号 農地改良協議に対する同意についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案第6号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いいたします。

吉田新一委員

去る6月10日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号1番については、耕作利便の向上を図るべく、低地解消を目的とした盛土を行うため、申請されたものです。

妻木地内の山林の黒土を用いて盛土する計画で、盛土完成後は野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号1番については、同意しても差し支えないと思われませんが、なお一層の各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第6号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第6号について、吉田委員報告のとおり同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第6号 農地改良協議に対する同意については、原案のとおり同意することに決定いたします。

---

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（野口主事）

議案書23ページになります。

議案第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和7年5月20日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号53番までのとおりとなり、豊里地区38件、谷田部地区1件、荃崎地区3件、筑波地区9件、桜地区2件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっております。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。整理番号4番から7番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号1番から3番、8番から53番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号1番から3番、8番から53番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号1番から3番、8番から53番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、整理番号1番から3番、8番から53番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

続きまして、整理番号4番から7番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、遠藤委員、大野委員の退席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号4番から7番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号4番から7番に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

整理番号4番から7番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第7号、整理番号4番から7番について、原案のとおり異議なく承認することに決定いたします。

遠藤委員、大野委員の復席を求めます。

（遠藤道夫委員、大野博司委員 復席）

---

議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について

議長（飯野 和男）

次に、議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（田中主任）

議案書76ページになります。

議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定について、御説明いたします。

こちらは、国土調査法に基づき、地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関し、現況が非農地となっている土地の取扱いについて照会がありましたので、回答するものでございます。

今年度は、下原地区において地籍調査を実施し、今回の照会部分は、対象筆数が27筆、合計面積が22,993.12㎡となっております。こちらの対象に関しまして、市長部局から地目変更の同意を農業委員会に求められておりますので、お諮りするものでございます。

以上でございます。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、谷田部地区で調査を実施しておりますので、青木委員より調査結果の報告をお願いいたします。

青木道子委員

去る6月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

地目変更に関わる土地27筆については、現況が宅地12筆、計6,049㎡、雑種地8筆、計3,116.12㎡、山林3筆、計12,534㎡、墓地4筆、1,294㎡となっております。

現地調査の結果、地目変更しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第8号の説明及び報告が終わりました。

続きまして、議案第8号の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり地目変更に同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第8号 地籍調査において登記簿上の地目が農地である土地に関する地目認定については、地目変更に同意することに決定いたします。

---

議案第9号 令和7年度農業者年金加入推進活動計画について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和7年度農業者年金加入推進活動計画についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（荻谷係長）

議案書79ページになります。

こちらは、独立行政法人農業者年金基金が毎年作成している農業者年金に関する取組方針の規定により、本市における活動計画を策定し、農業会議へ提出するものでございます。

まず、①の今年度の新規加入については、全体3名、20歳から39歳を2名、女性1名の新規加入者を目標として設定しております。

次に、④の今年度の年金の加入推進強化月間でございますが、12月から2月頃までを予定しております。具体的な加入推進の方法については、議案第10号でお諮りします加入推進部長と検討する予定です。

続いて、⑧の広報普及活動の実施についてですが、当委員会で発行する「農委だよりつくば」へのPR記事の掲載や農業者年金基金が主催するオンラインセミナーの案内を行う予定です。

今回総会で承認された上は、茨城県農業会議へ提出させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありました。質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第9号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和7年度農業者年金加入推進活動計画については、原案のとおり決定いたします。

---

議案第10号 令和7年度農業者年金加入推進部長の推薦について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 令和7年度農業者年金加入推進部長の推薦についてを議題といたします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

議案書80ページになります。

先ほどの議案第9号と関連しまして、農業者年金基金の規定に基づき、毎年、農業委員会において加入推進部長2名を推薦することになっておりますので、議案として上程するものです。

5月26日に開催されました運営委員会で協議した結果、青木委員と白石委員を推薦すべきとの結論に至りましたので報告させていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局より説明がありましたが、御質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第10号に対する質疑を終結いたします。これより採決いたします。

農業者年金加入推進部長に、白石 悟委員と青木道子委員を推薦することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第10号 令和7年度農業者年金加入推進部長の推薦については、白石 悟委員と青木道子委員を推薦することに決定いたします。

---

議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（苅谷係長）

議案書81ページになります。

こちらは、農業委員会の最重要事項として位置づけられている農地利用の最適化推進について、情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記3点を申し合わせる決議でございます。

1つ目といたしまして、農業者の農村現場への農政情報の普及浸透と地域の情報発信を行うため、全国農業新聞を活用した情報提供を行うこと。

2つ目といたしまして、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進すること。

3つ目といたしまして、11月22日までに、つくば市管内において目標としている購読部数104部の達成を申し合わせるものでございます。

今回の総会で承認された上は、茨城県農業会議へ提出させていただきますので、御審議

のほどよろしくお願ひいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第11号に対する質疑を終結します。

これより採決いたします。

全国農業新聞普及推進について、原案のとおり決議することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第11号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議については、原案のとおり決議いたします。

---

議 長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第7号についてですが、内容は議案書82ページから101ページまでに記載のとおりですので、説明は省略いたします。

報告第1号から報告第7号について、質問等はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第7号について終了いたします。

以上で、議案の審議並びに報告事項は、全て終了いたしました。

慎重審議、本当にありがとうございました。

その他報告ですが、今鹿島地内で実施している農地再生チャレンジ事業について、遊休農地対策専門委員会の對崎委員長より報告をお願ひいたします。

對崎徳男委員

去る6月9日、現地調査のときに、遊休農地対策専門委員会の皆様と共に圃場のほうも確認させていただきました。非常に生育のほうが悪く、本日の総会前の遊休農地対策専門委員会で協議しましたところ、一般参加者の方が参加する収穫祭は、大変申し訳ないのですが、中止ということにさせていただければと思っております。

収穫祭は、農業委員会の大きなイベントとなっております。農業委員さん、推進委員さ

んの御支援、御協力を得ながら進めてきた事業でございますので、来週21日、圃場に皆さんに集まっていたき、現状を御覧になっていただくほうがよろしいのか検討しているところでございます。

また、当初の予定どおり18日にマルチはがし、茎切りの作業を、筑波地区の農業委員さん、推進委員さん、運営委員さん、そして私たち遊休農地対策専門委員会のみんなで行う予定であります。21日に、もしやる必要がないのではないかという御意見が多数ありました場合は、18日に収穫を行い、圃場をきれいにした上で、収穫分に関しては、委員の皆様にご連絡をさせていただいて、ジャガイモが欲しい方については、お配りしたいと考えております。

以上を踏まえ、21日に作業をしたほうがよいのか、生育が悪く、十分な収量を確保できないようであれば、18日に片づけたほうが良いのかという2つの考え方についての御意見を頂いて、多いほうに遊休農地委員会としては、作業を進めたいと考えております。

加えて、本日も総会開催前に生育不良の原因について遊休農地委員会で話し合いをしまして、来年度に向けて、改善点とか反省を含めて、いろいろ話し合いをしたところであります。本当に皆様にご協力いただいた事業を開催できないことを本当に心苦しく、申し訳なく思っております。

議長（飯野 和男）

ただいまの遊休農地対策専門委員会の委員長から、ジャガイモが今年はいろいろな要件が重なって不作に終わったというような話がありましたけれども、どのような方向で最後やったらいいか、意見等ありましたらお願いします。

野堀委員、お願いします。

野堀良夫委員

豊里地区の野堀です。6月9日の現地調査のついでに現地を確認しましたが、非常にジャガイモ畑というのには、前代未聞の状況です。私が見たところ、収量は昨年3分の1もあるかどうかという状況なので、農業委員会で作ったジャガイモをああいう形でさらしておくのは、地元の農業委員として非常に良くないと思っておりますので、1日も早く収穫をして、欲しい方にはお配りしたほうが良いのではないかと考えております。

議長（飯野 和男）

本橋委員、お願いします。

本橋文男委員

桜地区の本橋です。生育不良と聞いたのですが、その周りの方も生育不良だったのか確認したいのですが。ジャガイモが生育不良なんていうのは、普通ではちょっと考えられないですよ。生育不良なんていうのは初めてですよ。非常に情けない、私らも一緒に農業委員のバッジつけていますが、ジャガイモが収穫できなかったなんて、そんなのはいけませんよ。

播種したときに、芽が出るとか出ないとかという話があったのですが、なぜ対処しなか

ったのか、対処があったでしょう。それから、病気が入ったとか、何でそんな対処しなかったのか。これは、つくば市からのお金をもらって、種芋買ったり、みんなで苦労してやってきたりしたりした。それを今になって、抽選で決まった人まで、できないなんていう話は、あまりにもふざけているよ。

議長（飯野 和男）

ほかにありますか。

大野委員、お願いします。

大野博司委員

茎崎地区の大野です。ただいま遊休農地対策専門委員長より説明がありましたけれども、チャレンジ事業について、今後どうするかと、そういう意見をここで述べたいと思います。

まず、不作というのは、当然、原因があるわけですがけれども、ただ、今回のチャレンジ事業について、今、事業をやるかやらないかは、遊休農地対策専門委員の皆様方、それと会長、職務代行の意見で賛否を取って、どういう形にするかは、それにお任せしたいと思います。

以上です。

議長（飯野 和男）

ほかにありますか。

吉田委員、お願いします。

吉田新一委員。

桜地区の吉田です。どのくらい不作なのですか。ただ不作、不作と言われても、どのくらいの不作なのか、見た目では結構ですから、説明してもらわないと。例えば、それを不作だといって、不作の分だけ分けましようといったって、無いもの分けようがないのではありませんか。

對崎徳男委員

6月9日に試し掘りを行いました。疫病が入ったところのジャガイモは、ほぼできていない。そしてまた、ほかに青くまだ茎が残っているところのジャガイモも、ピンポン玉程度というような感じとなっております。畝ごとに抽出し、元気な株を掘ってみたのですが、収穫をして、収穫祭を行えるような状態ではないのではないかというふうに判断させていただきました。

吉田新一委員

大きくても、立派なやつでもピンポン玉ぐらいか。

對崎徳男委員

はい。

本橋文男委員

病気が入ったとか入らないとか、それは、みんなも確認していると思います。

私らは、昨年度も何回となく、風が吹けば心配で圃場へ行き、行って、心配して圃場を見ました。今回も、病気が出た、疫病と分かっているなら何で消毒しなかったのですか。周りの人の誰かに相談するとかなんとかならなかったのですか。

對崎徳男委員

私も圃場が近いこともありまして、風が吹いて、マルチがちょっとはがれているよというような御連絡を頂いて、直しに行ったり、実際見に行つて、ちょっとはがれかけているところがあれば直したり、マルチから出なかった部分があれば、私自身の種芋を持って行って補植をしたり、なるべく努力はさせていただいたつもりです。

そして、疫病が入ったという蛭原委員さんから御指摘を頂いた日には、その日のうちにダイナモという予防薬を散布させていただきました。それでも回数が恐らく足りなかったということで、生育のほう非常に悪い状態でありました。本日委員の皆さんからいただきました御意見を真摯に受け止めて、来年度以降、さらに気を配った作業を心がけていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ほかに御意見等ありますか。

雨貝委員、お願いいたします。

雨貝洋子委員

私は、ジャガイモのこと、よく分からないので申し訳ないとは思うのですが、ただ、運営委員会でも委員長の話を聞いておりました。そのとき私、思ったのは、若いのによく頑張っているなど、本当にそう思いました。だから、私、本当に今、涙が出るほどかわいそうだなと思います。私、ジャガイモのことよく分からないし、申し訳ないのですが、どうか責めないでやってほしいと思います。

吉田新一委員

雨貝委員、責めているわけではないからね。

雨貝洋子委員

失礼しました。

吉田新一委員

責めているみたいに聞こえるけれども、聞いていると、責めているわけじゃない。そのジャガイモの処理をどうするのと、ピンポン玉のジャガイモの処理、それを今後どうするのと、そういう話を聞いているだけです。

雨貝洋子委員

失礼いたしました。確かにおっしゃるとおり、責めているという感覚ではないと思いませんけれども。

ただ、ちょっと涙が出てきちゃいます、私、かわいそうで。若いのに頑張っていたから、それをかわいそうだなんて。申し訳ないですけれども。

議長（飯野 和男）

分かりました。貴重な意見ありがとうございました。

続きまして、大野委員、お願いします。

大野博司委員

ここで原因究明をいくら追求しても無理ですから。

確かに原因はありますよ。前は、マルチの下にイモを落として、マルチが上にあるところへ全然影響なかったです。今回の場合は、多分ジャガイモを落とした上が空いているところへ雑草抑制剤を散布したので、その場合は、雨またはいろいろな問題で、発芽率というのは落ちます。

そういうことで、蛭原委員とも話しましたが、ジャガイモを植えた時点で上に土をかける、そういうやり方もあったと思います。原因は、そういうのも必ず影響していると思います。あとは、原因はいろいろありますから、ネズミが入ったとか。

今後、続行するかしないかは、遊休農地対策専門委員と、会長、職務代行で判断してください。

それと、各担当の茎崎地区は機械を出してくださいとか、そういうことが21日の場合はありましたが、そういうのは今後どうしますか。委員長に伺いたいです。

對崎徳男委員

先ほど野堀委員からも御意見がありましたように、1日も早く圃場のほうを整理したほうがよろしいのではないかという御意見頂きました。ほかに特に問題がなければですが、18日に、圃場を整理させていただいて、収穫したジャガイモについては、希望をお聞きしまして、お配りするという方向でよろしいでしょうか。

<「それがいい」と呼ぶ者あり>

對崎徳男委員

ありがとうございます。18日に圃場を先にきれいにさせていただくということで進めさせていただきますように思っております。

また、21日に、中止になりますので、慰労会、反省会、こちらは中止がよろしいのではないかと思います。皆様の御意見的には、中止でもよろしいでしょうか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

對崎徳男委員

ありがとうございます。それでは、21日の反省会、慰労会も中止ということで。

まず、確認させていただく点は、本当に楽しみにしていただいた参加者の方に、メールと、行き違いがないように、封書で中止を案内させていただきます。

また、21日に、委員の皆様、参加の案内をしておりますが、本日中止とすることを決定しましたので、速やかにお伝えしたいと思っております。

以上になります。本当にいろいろな貴重な御意見を頂きまして、誠にありがとうございました。本当に大変失礼いたしました。ありがとうございます。

事務局（飯泉課長補佐）

関係する役員さん方との協議を経て本日に至っております。

今後の扱いということで、18日に収穫したジャガイモなのですが、今、對崎委員長の方で申し上げたとおり、疫病が入っていたりとか、また、先般ジャガイモを圃場で確認しましたところ、ネズミにかじられた痕があったりとか、いろいろそういった状況もございまして、一般の参加者の方へ配布するのは、なじまないのではないかとということもございまして、良質な問題なさそうなものだけを収穫したものを委員の皆様方にお配りするということで、委員長、お話しされていたんですね。

對崎徳男委員

はい。

事務局（飯泉課長補佐）

この後、総会終了後に、農業委員さん方、今こちらにいらっしゃいますので、ジャガイモの配布を希望される方いらっしゃいましたら、事務局までお申し出いただければと思います。どのくらいお渡しできるかは分からないのですが、お配りしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（飯野 和男）

遊休農地の件に関しては、以上でよろしいですか。

<「はい」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

続きまして、先月21日に実施しました令和7年度農業委員会合同視察研修会に関する世話人会の協議結果及び今後の進め方につきまして、同会の代表幹事である野堀委員より報告をお願いいたします。

野堀良夫委員

先日の総会後令和7年度視察研修アンケートということを出してもらいましたけれども、それに基づいて協議した結果を報告いたします。

視察研修は、従来どおり1泊2日。今回の予定は、千葉方面。研修内容は、地域おこしやコミュニティ農業の取組やソーラーシェアリング等の視察を予定してはどうかということになりました。

たびたび話題に上がっています旅行会社については、3社の提案書を提出してもらい、自己負担は20,000円程度、懇親会並びに2次会は、行いたいということを協議した結果です。

なお、本日、総会終了後、第2回の世話人会を開き、提案書の承認を含めたいと思いますので、結果をまた報告いたします。

以上です。

蛭原昇委員

2次会は自由参加でも大丈夫ですよ。

野堀良夫委員

もちろん自由参加です。

蛭原昇委員

分かりました。

---

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年第6回総会を閉会いたします。

【午後3時05分 閉会】

---

議長

農業委員会委員

農業委員会委員